

県央地域初！市民後見人が3名誕生

－ 燕市独自の養成講座を修了した市民が活動を開始します －

燕市では、増加する市民の権利擁護支援ニーズに応えるため、福祉従事者等を対象にした市民後見人養成講座を令和5年度から開始するなど、成年後見制度の担い手育成に取り組んできました。このたび、講座受講者のうち3名が、新潟家庭裁判所から成年後見人として選任され、県央地域で初めての市民後見人として活動を開始することになりました。今後は、当該市民後見人にフォローアップ研修を行うなど、きめ細やかなサポート体制を構築し、適切な後見活動が継続できるよう支援してまいります。

【権利擁護支援者養成講座（市民後見人養成コース）の概要・実績】

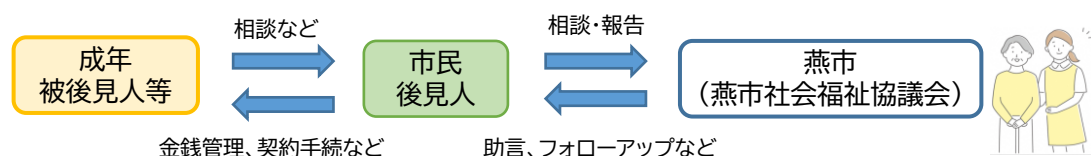
国の養成講座の負担が大きく受講者が少ない等の全国的な課題を踏まえ、対象者を福祉関係業務に従事または従事したことがある方に限定し、専門性を担保しながらカリキュラムの短縮を行う燕市独自の人材育成・担い手確保の取組。

年度	受講者	候補者名簿登録者	市民後見人
令和5年度	11名	11名	3名
令和6年度	6名	6名（予定）	－

※上記コースのほか、権利擁護支援の基礎的な内容を学ぶ「権利擁護支援基礎コース」と、自身の希望に合わせて科目を選択する「オープン参加コース」を実施しています。

【市民後見人へのサポート体制】

市民後見人からの定期的な報告や随時の相談に対応するとともに、資質向上等を目的としたフォローアップ研修を開催するなど、きめ細やかなサポート体制を構築することで、成年被後見人等への適切な後見活動が継続できるよう支援していきます。



市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村の支援をうけて後見業務を適正に担います。主な業務は、金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助支援などです。家庭裁判所から選任され、活動内容から報酬額が決定されます。



本件についてのお問い合わせ先
 健康福祉部 長寿福祉課：小田嶋
 健康福祉部 社会福祉課：西川
 電話：0256-77-8157（直通）